

きらら交流館整備等事業に関する公募型サウンディング調査 【実施要領】

1. 調査目的

山陽小野田市では、山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館（以下、「きらら交流館」という）の老朽化への対応及び現在の用途に合った新しいコンセプトの下で機能の見直し等を行うため、民間の能力を活用した整備等を検討しています。

きらら交流館整備等事業に関する公募型サウンディング調査（以下、「本調査」という）は、きらら交流館整備等事業の基本計画に基づき、導入機能について検討を行うことを目的とし、施設全体の魅力向上等につながる意見やアイデア等を広くお聞きする場とします。

2. スケジュール

日時	内容
令和4年6月22日（水）15:00 まで	参加申込締め切り
令和4年6月27日（月）まで	個別対話日時の決定及び個別連絡
令和4年7月4日（月）	個別対話（WEB 会議のみでの実施）
令和4年7月5日（火）10:30～	個別対話（対面のみでの実施）

※新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う社会状況等の変化等により、スケジュールや、開催方法等を変更させていただく場合もございますので、予めご了承ください。

3. 調査の対象者

きらら交流館整備等事業に参画の意向を有する法人（又は法人グループ）とします。個人の応募はできません。

4. 参加申込

令和4年6月22日（水）15:00 までに、（別紙1）参加申込用紙に必要事項を記入し、メール添付の上、お申込みください。件名は「サウンディング申込（事業者名）」としてください。受付終了後、令和4年6月27日（月）までに実施日時等についてご連絡を差し上げます。実施日時は、都合により希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

5. 添付資料

本資料 10. 連絡先までご連絡ください。以下に示す資料を送付させていただきます。なお、希望がある場合は①は参加申し込み前から配布、②③は参加申し込み後に配布します。

- ①基本計画（概要版）
- ②基本計画見直し（案）
- ③庁内ヒアリング結果

※一部資料については対話当日に提示する可能性があります。

6. 個別対話の実施

(1) 日時

令和4年7月4日（月）～令和4年7月5日（火）

(2) 場所

令和4年7月4日（月）：WEB会議のみでの実施

令和4年7月5日（火）：きらら交流館 1階 会議室（対面のみでの実施）

(3) 実施方法

対面又はWEB会議（Zoom）での実施

対話は、参加事業者のアイデア・ノウハウを保護するため、個別に実施します。

WEB会議（Zoom）の接続試験を希望する参加者は、令和4年6月28日（火）～令和4年6月30日（木）に接続試験を行う予定です。

※令和4年7月5日（火）以外に対面での個別対話をご希望される方は、別途ご連絡ください。

(4) 対話時間

1法人（又は1法人グループ）あたり30分～1時間程度を想定しております。

(5) 市が本調査において確認したい事項

「基本計画（概要版）」「基本計画見直し（案）」の内容などを踏まえつつ、下記の事項について、ご意見等をお聞かせください。

ア 導入機能について

- ・基本計画見直し（案）に示す必須機能の実施にあたっての課題・懸念事項
→市が推進しているスマイルエイジング（健康寿命の延伸）（※1）の実現可能性について など
- ・基本計画見直し（案）に示す提案機能についての提案

イ エリアマネジメントの取り組みについて

- ・実施を想定している周辺地域資源との連携策について必要な市の支援

ウ 事業スキームについて

- ・指定管理者先行公募方式（※2）を採用する場合の課題・懸念事項
- ・実施を想定している事業の事業性評価（※3）について

（※1）スマイルエイジングとは、笑顔（＝スマイル）の源となる「心身の健康」を保ちつつ、誰もが笑顔で年を重ねていく（＝エイジング）ことで、目標とするものは「健康寿命の延伸」。（参考HP：<https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/site/smile-ageing/>）

(※2) 指定管理者を設計者に先行して公募し、設計段階において指定管理者候補者が維持管理運営を踏まえて設計に関与する方式

(※3) 独立採算型、サービス購入型、混合型等の分類について

7. 個別対話の参加者

個別対話の参加者数は、1法人（又は1法人グループ）につき3名以内としてください。

なお、「きらら交流館改修事業に係るアドバイザー業務」の受託者のパシフィックコンサルタンツ株式会社も同席します。

8. 参加事業者の制限

次に該当する事業者は個別対話の参加の対象者として認めません。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てをしている者
- ・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者
- ・参加申込書提出時点において、山陽小野田市による指名停止措置を受けている者
- ・山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者が所属している者
- ・参加申込書提出時点において、直近事業年度の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納している者

9. 留意事項

- ・WEB会議による参加者には、令和4年6月27日（月）までに、個別対話への参加に必要なURLをメールにて送付いたします。
- ・今後予定している事業者公募を行う際、本調査への参加実績及び対話内容等が評価の対象として優位性をもつものではありません。
- ・本調査に参加しなかった場合でも、事業者公募に参加することは可能です。
- ・個別対話については、記録のために録音（WEB会議の場合は、録画）させていただきます。
- ・対話内容の概要を後日公表する予定です。公表にあたっては、事前に参加事業者への内容の確認を行います。
- ・また、事前に承諾いただいた事業者に限って参加事業者名を公表します。
- ・必要に応じて、追加で個別対話（文書照会を含む）を行うことがあります。その際にご協力をお願いします。
- ・本調査への参加に要するすべての費用は参加事業者の負担とします。

10. 連絡先（申込先）

パシフィックコンサルタンツ株式会社

担当者 三箇山、山岡

住所 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地

Tel 03-6777-3842

FAX 03-3296-0532

E-mail kirara_q@tk.pacific.co.jp

11. 実施主体

山陽小野田市 企画部 企画課 PPP/PFI 推進室

担当者 池田、木藤

住所 山口県山陽小野田市日の出一丁目 1 番 1 号

Tel : 0836-82-1130

FAX : 0836-83-2604

E-mail : kikaku@city.sanyo-onoda.lg.jp